

大川広域行政組合例規管理システム構築及びデータ更新等に関する業務委託 事業者募集要領

1 趣旨

大川広域行政組合では、例規改正及び例規審査等の法制執務に係る業務の効率化及び例規集維持管理における更なる確実性、正確性の向上を図り、法令改廃情報等の迅速な把握、提供及び経費節減を目的として、大川広域行政組合例規集データベースシステムの構築及びデータ更新等に関する業務を委託する事業者を募集するものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 大川広域行政組合例規管理システム構築及びデータ更新等に関する業務委託
- (2) 業務内容
 - ① 例規集データベースの構築
 - ② 例規集データベースシステムの更新及び保守
 - ③ ホームページ用の例規集検索システムの構築及び保守
- (3) 履行期間 自 契約締結日 至 令和9年3月31日（水）

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) 参加表明書の提出の日から委託業者の決定の日までの間に、国、香川県及び関係地方公共団体から指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (5) 例規管理システムに重大な障害が発生した場合や緊急な対応が必要になった場合、概ね半日以内に大川広域行政組合（以下「組合」という。）に到着できること。
- (6) 本業務に関する十分な実績と能力を有していること。
- (7) 過去5年間（令和3年度～令和7年度）に、定年延長等人事関係、消防関係ほ

か例規整備として業務受注実績を有すること。本業務の委託は、これまでの法制執務の継続性を維持し、複雑化する法改正又は制度改正に迅速かつ的確に対応できることを趣旨とし、将来にわたる運用サポート能力を担保するものである。特に、香川県内における例規運用との整合性を重視し、実務に精通した事業者を選定することを目的とする。

- (8) 企業としての個人情報保護等に関する公的資格 JISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）若しくは JISQ15001（プライバシーマーク取得）に審査登録し、複数回更新を有していること。

4 業務仕様

別紙「大川広域行政組合例規管理システム構築及びデータ更新等に関する業務仕様書」を参照。

5 参加方法

(1) 提出書類

① 提案書（任意形式）

「2 業務概要、(2) 業務内容」について、参加者の提案内容を記載すること。なお、別添仕様書「大川広域行政組合例規管理システム構築及びデータ更新等に関する業務仕様書」記載の全ての要件を満たす内容とすること。

また、書式は自由とするが、A4判を基本とし、それより大きいサイズの用紙を使用するときは、A4判のサイズに折り込むこと。

② 見積書及び経費内訳書

「大川広域行政組合例規管理システム構築及びデータ更新等に関する業務仕様書」の「7 見積金額の算出方法」を参照し、記載の全ての要件を実現するための費用について積算し提出すること。

- ③ 「3 参加資格 (7) 業務内容」について、過去5年間（令和3年度～令和7年度）に、定年延長等人事関係、消防関係ほか組合に関連する例規整備の実績一覧

(2) 提出部数

正本1部、副本5部

(3) 提出先

大川広域行政組合事務局（香川県さぬき市津田町津田112番地33）

(4) 受付期間

参加者決定日から令和8年9月11日（金） 各日の午前9時～午後4時

(5) 提出方法

持参又は郵送で提出のこと。なお、持参する場合は、平日の午前9時から午後4時までとし、郵送する場合は、令和8年9月11日の午後4時までに必着とす

ること。

(6) 提出書類の返却

提出書類は、返却しない。

(7) 質疑応答

① 受付期間

参加表明に関する質問は、8月20日（木）正午までとする。ただし、参加決定者にあつては、参加決定日から9月9日（水）正午までにおいて、平日の午前9時から午後4時の時間帯とする。

② 質問方法

質問内容を簡潔にまとめ、「8 問い合わせ先」記載のファックス番号まで内容を送信すること。

③ 回答方法

質問のあった内容について、質問内容及びその回答をホームページに掲載します。

6 業者選定

(1) 選定方法

提案書においてプレゼンテーションによる審査を行い、見積書その他の内容を総合的に評価するプロポーザル方式とする。

(2) プレゼンテーションの要領

① 所要時間

1社あたり60分程度（説明時間50分、質疑応答10分）

② 日 時

令和8年9月中旬を予定（詳細な日時は、参加者に別途通知する。）

(3) 審査結果

令和8年9月中旬以降に文書で通知を行う。なお、審査結果に対する異議申し立て等については、一切受け付けないものとする。

7 その他留意事項

(1) 採用された提案者は、本件に関して組合が提供した情報等を本件の提案以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとするとともに、そのために必要な措置を講じることとする。なお、提案が採択されなかった提案者についても同様の扱いとすること。

(2) 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。

(3) 業務を円滑に履行するために必要な事前準備業務は、全て提案者負担とする。

(4) 受注者として決定された提案者は、事業の円滑かつ具体的な実施に向けて、提

案内容の変更や新たな提案を求める場合がある。

- (5) 本要領の配布後は、大川広域行政組合内部組織及び本業務に関連する部署への一切の営業活動及び情報収集活動（５ 参加方法 （7） 質疑応答に記載の事項を除く。）を禁ずるものとする。
- (6) 次のいずれかに該当した場合は、本業務に関する参加は無効とし、②に該当し提案者として採用後に判明した場合は、失格者とする。
 - ① 「３ 参加資格」に示した参加資格要件を満たさない者が提案を行った場合
 - ② すべての提出書類及びプレゼンテーションの説明内容（質疑応答内容を含む。）において、虚偽の提案を行った場合

8 問い合わせ先

大川広域行政組合事務局 担当 真部、蓮井

住所 香川県さぬき市津田町津田 1 1 2 番地 3 3

電話 0 8 7 8 - 4 2 - 2 7 4 0

FAX 0 8 7 9 - 4 2 - 5 7 8 9